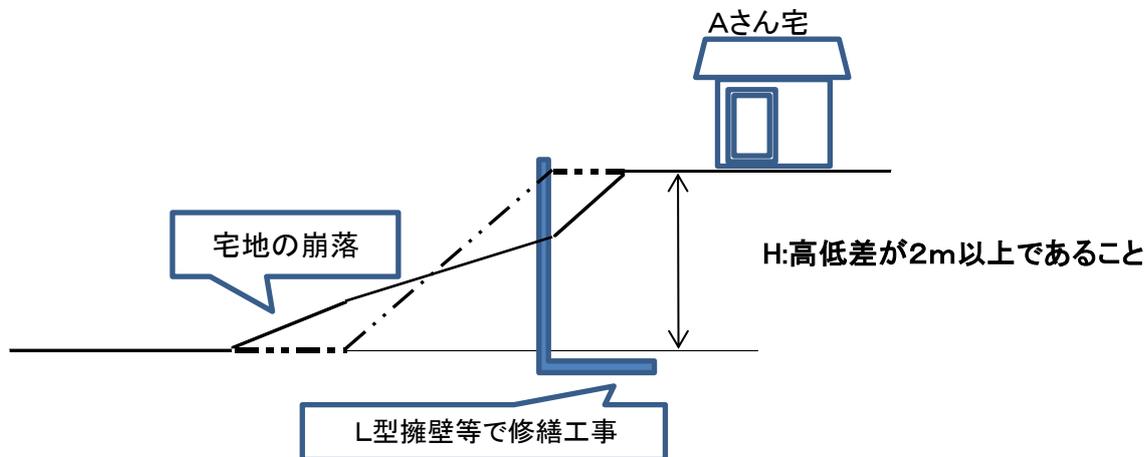


## 市貝町宅地地盤災害復旧支援事業補助金のお知らせ

東日本大震災による宅地崩落の復旧工事について、以下の通り補助金を支給します。但し、2次災害防止を目的とするものであることが要件です。

既に工事完了済の方も支給対象になります。

参考例1)



工事費:300万円、専門家等に委託しての調査設計費:50万円  
合わせて350万の総工事費の場合。

補助対象額は工事費の300万円と調査設計費の50万円の合計金額です。

○ 補助率は1/2です。  
つまり

○ 補助金の額 =  $(300万 + 50万) \times 1/2 = 175万円$ となります。

○ 補助金の限度額は200万円です。

175万円 < 200万円よって、175万円が補助金として支払われます。

参考例2)

宅地が連続して崩落し、関係者が複数いる場合は、共同申請となります。

共同申請の場合は、限度額に関係者の人数を乗じた額が支給限度額となります。

関係者2人で工事費:800万円、専門家等に委託しての調査設計費:100万円  
合わせて900万円の総工事費の場合。

補助対象額は工事費の800万円と調査設計費の100万円の合計金額です。

○ 補助率は1/2です。  
つまり

○ 補助金の額 =  $(800万 + 100万) \times 1/2 = 450万円$ となります。

○ 補助金の限度額は200万円  $\times$  2 = 400万円です。

450万円 > 400万円よって、400万円が補助金として支払われます。

※ その他の要件及び詳細につきましては、市貝町建設課都市計画係までお問い合わせください。

総工事費50万円以上が対象です。

申請書の提出期限は平成23年12月28日です。

工事の完了は平成25年3月31日までとなっています。

市貝町建設課都市計画係  
TEL0285-68-1117